

地域密着型通所介護・通所型介護予防サービス 変更届提出書類一覧(所在地変更関係)

■届出について

- ・移転手続きの着手前に必ず事前協議を終えている必要があります
- ・届出の期限は変更日から10日以内となっていますが、できる限り事前に届け出てください。
- ・ご来庁の際は事前にお電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
- ・変更届の受付後、別途日程調整の上、移転先事業所に現地確認をさせていただきます。

■提出書類一覧

変更する事項	添付書類	届出方法	留意点
事業所の所在地移転	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表26) ・運営規程 ・平面図(各部屋の用途、面積、写真撮影の向きを明示) ・事業所の外観の写真(カラーに限る) ・事業所内の各部屋・各設備の写真(カラーに限る) ・申請者(法人)所有の建物でない場合は賃貸借契約書等使用権限の確認できる書類の写し(原本証明要) ・設備・備品等一覧表 ・事業所の案内図 ・防火対象物使用開始届写し(消防法関係)(原本証明要) ・建築基準法上の検査済証写し(新築建物の場合)(原本証明要) ・建築基準法上の建築確認済証等の写し(既存建物改修の場合)(原本証明要) ・老人居宅生活支援事業変更届出書又は老人デイサービスセンター等変更届出書(注1) <p>※変更内容により上記以外にも添付書類が必要になることがあります</p> <p>※加算の対象になる設備を新たに追加・変更した場合は、加算に関する変更届の提出も必要となります。</p>	来庁	<p>変更届は事前協議後の手続きとなります。</p> <p>補助金を受けている施設内に移転する場合、必ず当該補助担当課と事前に協議し手続きを終えておいてください。</p> <p>医療法人等の場合、同時に定款・登記の変更も必要となります。</p> <p>市区町村を越える移転については、廃止および新規申請のページをご覧ください。</p> <p>事前協議後に協議内容がさらに変更になる場合、再度、協議の手続きが必要になる場合がありますので事前にご連絡ください。</p>

注1 特別養護老人ホーム等、他の目的を有する施設においてその設備の一部または全部を特別養護老人ホーム等と共有する場合は老人居宅生活支援事業変更届出書、単独で設置する場合は老人デイサービスセンター等変更届出書を添付してください。

(問合せ先) 東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課

電話 06-4309-3318